

あきた青色通信

発行
秋田青色申告会
 秋田市大町3丁目2番44号
 協働大町ビル3階
 電話 018-893-4115
 FAX 018-893-4116
 E-mail aoshin-akita@esstate.ocn.ne.jp
 URL aoshin-akita.com

秋田青色申告会の情報マガジン

2023年4月号



秋田青色申告会
 会長 小野幹彦

新年度

秋田市は雪の少ない冬でした。日本列島のあちこちから花の便りが届くようになりました。この頃、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

当青色申告会もいよいよ新年度です。世相はなにかと鬱屈した日々が続く中ではありますが、今年度は何か良いことが起きてくれないだろうかと思っております。

令和四年分の所得税等の確定申告は、しっかりと終えられたことと申します。

青申会事務局の三月十五日も無事終えましてホッとしております。「備えあれば患いなし」の言葉通り、税務当局の皆様はじめ個別の先生方の御支援や会員皆様の御協力によりまして、税繁期を乗り切ることが出来ました。

さて、私達個人事業者を取り巻く納税環境は様々な変化が続いております。いよいよ本年十月一日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されます。翌六年からは電子帳簿保存法の実施が実務上始まることになっております。

これらの制度は小規模事業者の納税にかかる事務負担への増加が想定されるところ、特にインボイス制度につきましても、全国青色申告会総連合としまして「軽減税率の見直し」と併せ「廃止または凍結」することを政府税制調査会や小規模企業税制確立議員連盟等に陳情活動を行ってきたところであります。目の前に実施時期が迫って

いる訳で、準備だけはしっかりとっておかないといけない、ということでも前年度においても研修会や説明会を実施してまいりました。

様々な新しい税の制度が施行される中で私達納税者にはより適正な記帳や保存などが求められておるところ、私達青申会員は一層努力をしないとイケないと思っております。

令和五年度税制改正運動につきましては、最重要事項として第一に青色事業主勤労所得控除の早期実現を掲げて活動して参りました。

「憧れを超える！」と、この度のWBCでは大谷翔平選手達の侍ジャパンは野球世界一の栄冠を勝ち取りました。

憧れではありませんが私達青色申告会はこの要望の実現に向けて勿論その他の要望事項も含めて新年度におきましてもねばり強く諦めることなく活動を展開して行く覚悟であります。

会員皆様の御支援、御協力を宜しくお願い申し上げます。

ところで、当青申会事務局の人事についてご報告致します。

事務局長の佐々木茂氏が本年三月三十一日を以て定年により退職されました。納税環境が大変なこの時期に青色申告会の活動のためには欠かすことのない裏方として活躍していただきました。会員皆様と共に心より感謝申し上げます。

（当会報4頁参照）

新年度も皆様と共に頑張ってください！

青色申告会の会計ソフト
ブルーリターンA

優良電子帳簿保存またはe-Tax(イータックス)で
青色申告特別控除65万円の適用!
 優良電子帳簿保存で過少申告加算税の軽減特例も適用!

- はじめてでも安心のかんたん操作
- 個人事業者に特化した充実機能
- 所得税・消費税の確定申告書も自動転記でかんたん作成

会員価格 **29,700円**
 (税込保守料3年含む)

県立中央公園入口・国際教養大学前
バナフィッシュ
 電話 018-886-8039

ネパールの家庭料理が楽しめる
ダイニング&ラウンジ あえら
 電話 018-802-0638

地域の税務サポート
秋田青色申告会
 ホームページ

はじめよう青色申告! 秋田青色申告会

秋田市内で 解決された! 青色申告の個人事業主の例!

〜記帳・決算・申告指導のパートナーとして いた〜

令和4年分確定申告 お疲れ様でした！

秋田青色申告会では一月と三月を、決算申告特別期間として、指導体制の強化を図り取り組みました。

会計ソフトであるブルーリタインAの操作指導や、東北税理士会秋田南支部の協力で、決算申告に関する税務相談、電子申告代理送信イータックスを行いました。

令和4年分の電子申告代理送信の件数は所得税、消費税合わせて75件でした。

例年ながら二月から相談者が多くなり三月の申告締切ギリギリまで混み合いました。相談や疑問点は、なるべく年内に解決するようにしました。

特にB R Aの操作指導は時間がかかりますので、早目の来会をお願いします。

令和4年分確定申告の 振替納付日

・申告所得税及び復興特別所得税の令和4年分の確定申告振替納税による口座振替日

「令和5年4月24日（月）」

・個人事業者の消費税の令和4年分の確定申告振替納税による口座振替日

「令和5年4月27日（木）」

*通帳残高は前日までに確認しましょう。

《予定納税について》

★予定納税とは、所得税の金額が一定額以上になる見込みの人が税金の先払いをするシステムで、予定納税を行う必要があるのは、前年分の確定申告で納税額が15万円以上になった場合です。

前年分の所得に対する納税額が15万円以上の場合、納税額の2/3が予定納税額になります。予定納税を行う時期は決まっております。7月と11月の2回に分けて納付を行わなければなりません。予定納税で税金を納めすぎている場合は、還付金として払いすぎた税金が戻ってくる仕組みとなっております。

*予定納税を忘れると高利率の延滞税が請求されることがあるので注意しなければなりません。

★予定納税が払えない場合は減額申請できます。

減額申請ができるのは、「その時の6月30日の時点で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額より低くなる人」です。この条件に該当する場合は、7月15日までに所轄の税務署長に予定納税額の減額申請書を提出して承認されると、予定納税が減額されます。

相続発生時に注意したい 準確定申告と相続税

★年の途中で個人事業主や不動産所得等のある方が死亡した場合、相続人が相続開始から4か月以内に行わなければなりません。

(翌年の3月15日ではありません)

その年の1月1日から死亡までの納税分について、税額を計算して申告、納税することを準確定申告といいます。

この申告をしないと加算税や延滞税が課されてしまいますので注意しましょう。

又、相続する遺産の総額が基礎控除を超えている場合には、相続税を支払う必要があります。

相続税は相続する財産が多ければ多いほど税額が高くなる仕組みになっています。

基礎控除として3000万円

円、相続人一人に付600万円

円が相続する財産から控除されるため、相続人が多いほど

控除される額が増えていきます。

自分は無関係とは考えずに、まずは下の図をチェック

してみてください。

相続税の申告と納付の期限は相続開始後10か月以内です。

毎月の税務相談日を

ご利用下さい。

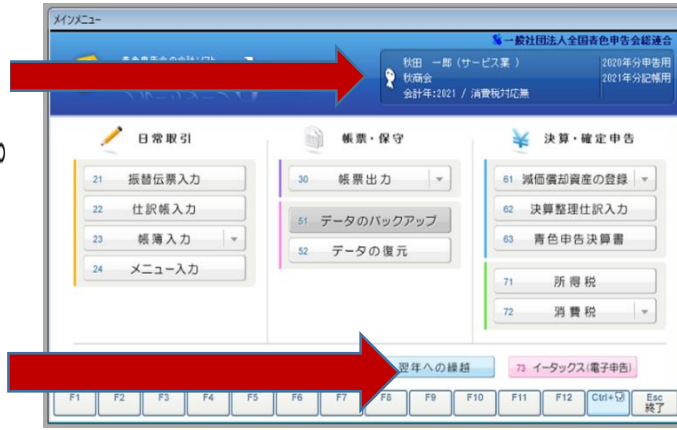
相続財産が「3,000万円+600万円×法定相続人の数」以上でないと相続税はかかりません。

相続人1人につきプラス600万円の控除	相続するすべての財産が相続税の対象
 <p>相続人が1人 控除額 3600万円</p>  <p>相続人が2人 控除額 4200万円</p>  <p>相続人が3人 控除額 4800万円</p>	 <p>現金・預貯金</p>  <p>土地・建物</p>  <p>貴金属</p>  <p>美術品・骨董</p>

会計年を確認しましょう
繰越すると2023になります。

81 翌年への繰越

クリックします



ブルーリターンAの繰越をしましょう
所得税・消費税の確定申告が終わりましたか？
終わったら、「翌年への繰越」を必ず行いましょう。
この操作をすることで令和5年のデータを作成することができます。

ブルーリターンAの繰越をしましょう

《日々の記帳について》

日頃、記帳を疎かにすると領収書が溜まり確定申告の時期に作業のしわ寄せがやってくる。毎日の作業ですが、習慣化することで確定申告時期にとっても助けとなるはず。★経営状況を数値で把握

現金取引、銀行取引、掛取引など個々に必要な帳簿を作成し、毎月残高試算表を作成します。前月までの業績かどうか確認できず、前年同月との比較などをチェックすることができません。さらに入金予定・支払予定を組みやすくなります。

★現金管理は重要です
現金取引がある場合には、「現金出納帳」を日々記帳します。この記録が残らないと、記帳しなかつたことがわかり、手許の現金と出納帳の残高は、必ず日々現金高納帳を記帳しましょう。
★漏れや誤りを失くせませす
帳簿を遡って作成していると、引の計上漏れや誤りが発生し、必要の追徴税を払ってしまったり、税金を払ってしまったり、税務申告や財政状態・経営成績の正しい把握のために、記帳は日々行いましょう。

も、記帳は日々行いましょう。

会員の皆様へ

★秋田青色申告会 第69回定時総会

＊第69回定時総会が開催されます。たくさん参加をお待ちしております。3年ぶりに懇親会を行います。この機会に、仲間同士の交流で親睦を深めましょう。

総会日時
令和5年4月20日(木)

○秋田総会
午後1時30分～

○南連総会
午後3時30分～

＊引き続きオブザーバーで参加。
○合同懇談会(会費5千円)
午後5時10分～

○会場 協働大町ビル
＊参加を希望される方は、同封の用紙に記入し、FAX・電話・メールでお知らせ下さい。

本年度の会費納入について

本年度会費(6千円)
会費納入期日は4月末です。お早めに納入をお願いします。集金にも伺いますのでご連絡下さい。

秋田青色申告会は皆様の会費で運営している団体です。



4月5月6月の相談会

●記帳相談日

4月5月6月記帳相談日は「毎週水曜日・木曜日」
＊日々の記帳に関する相談

●税務相談日

事業・譲渡・相続・贈与等
税務全般

4月12日(水)
5月17日(水)
6月14日(水)

＊税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

事前に予約をお願いします

●帳簿整理等記帳事務代行の相談も受け付けています。



ご相談下さい！
帳簿でお困りではありませんか？
青色申告会ではあなたに代わって帳簿整理を代行します。
専任の記帳指導員がお手伝いします
☎018-893-4115

「小西堂ももさだ工房」の土鈴・土人形

今回は、イラストレーターや土人形作家として活躍中の小西由紀子さんに、2回シリーズで寄稿して頂きます。

土人形との出会い

「小西堂ももさだ工房」の小西由紀子です。イラスト制作の仕事をしつつ土人形や土鈴を作っています。

30年ほど前から「小西堂」という屋号でフリーライターの夫と二人でイラストや著作の仕事をしてきました。私たちはポルタージユの仕事をする人が多く、二人で桶樽職人、塗物職人、和菓子職人など秋田の様々な職人さんを取材して回りました。自分も描いたり作ったりが好きなので職人さんの仕事も見ていくだけで興味津々、楽しく取材させてもらいました。

中でも平成15年に八橋人形の最後の職人・道川トモさんを訪ねたときはよく覚えています。道川さんの仕事場は、八橋にあるごく普通の民家の狭い階段を上った先の小さな和室でした。赤や黄色の使いかけの絵具、湯煎用のバットが載せられた電熱器、使いこまれた筆や刷毛、白下地を塗った素焼きの人形、雑然としていたのです。それが場所を得て置かれた正座してうつむいて絵付けしてありました。

ああ、いいなあ。この有様な風になんか好ましい。私も作りたい。土人形に色を塗る仕事との出会いでした。

八橋人形から自分の人形に

それからしばらく後、偶然に八橋人形好きの方たちと交流を持つようになります。皆さんが後継者問題を心配する中、道川さんは平成26年に亡くなられてしまいましたが、残された型をどうするのか、八橋人形自体の存続はどうなるのだろうか。と一悶着もみましたが、幸いにも翌年有志により「八橋人形伝承の会」が作られて全てを残すことになったのです。

この会の立ち上げ時には微力ながらお手伝いをさせて頂いた。その活動の中で道川さんの残した型を使って土人形を作る機会を得ました。それまでも土を触ったことはありました。型を使っても本格的な作業は始めてとて楽しく取り組むことができました。

「作りたい人形」の姿が思い浮かぶようになると、多くの人に見たい。物を作るといふ気持ちを生み出してきたのです。そこで伝承の会を制作して本格的に土人形、土鈴の制作に取り組みすることにしました。



自作のイラスト
ポストカードと土鈴



ウサギを抱く舞妓の土鈴



Instagram
@konishi_yukiko

小西堂ももさだ工房ウェブサイト
<https://www.momosada524.com/>

工房の名前

幸いなことに数年のうちに取り扱ってくださるお店も増えてきました。初めてそのお話をいただいた時、少しでもお客様がなじみやすいように優しい感じのする「ももさだ工房」という工房名をつけました。「ももさだ」は私が住んでいる新屋地区の旧地名です。夫婦で初めて新聞に連載コラムを書かせていただいた時のテーマが、「ももさだ海岸」の定点観測でしたので、「ももさだ」の名前には愛着があります。とはいえ、この間に病を得て亡くなった夫と長い間使ってきた屋号「小西堂」も捨てがたく、長々しいのですが「小西堂ももさだ工房」と名乗っています。

土人形にかかわるようになって10年近く。おかげ様でイラストレーターとしてだけではなく作り手としても少しずつ認知していただけるようになってきました。

現在、秋田市の赤れんが郷土館で開催中の企画展「秋田の土人形」でも県内の作り手の一人として作品を紹介していただいています。同時にイラストレーターとして八橋人形を取材した昔の新聞記事もパネル掲示中です。

会期は4月16日まで。

素朴でほほえましい秋田の土人形たちをご覧いただければ幸いです。

※次回は土人形作りについてお話しします。



事務局からお知らせ

●事務局変更のお知らせ

4月1日付で職員の変更がありました。

佐々木茂事務局長が退職し、新たに藤原久美子局長が採用となりました。

佐々木前局長より一言

平成27年7月より8年余り事務局を務めさせて頂きました。会員の皆様には大変お世話になりました。今後は一会員としてブルリーターンAを使わせていただきます。

今後、宜しくお願い致します。

藤原新事務局長より一言

前職は商工会連合会です。一日でも早く仕事に慣れ、微力ではございますが会員の皆様にお役に立てるよう頑張ります。

また、山下英樹先生と一緒に事務局を運営させていただきますので宜しく願います。

●春の全国交通安全運動

4月5日(水)～14日(金)

★運動の全国重点項目

- 歩行者の安全確保
- 飲酒運転根絶
- 自転車の交通ルール遵守



★次回は七月号

